（主任の大臣）
**第十六条**　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（政令への委任）
**第十七条**　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

**第二節**　社会保障制度改革推進会議

（設置）
**第十八条**　受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
**第十九条**　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三十七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。
二　内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。
（組織）
**第二十条**　会議は、委員二十人以内をもって組織する。
（委員）
**第二十一条**　委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
2　委員は、非常勤とする。
（議長）
**第二十二条**　会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。
2　議長は、会務を総理する。
3　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（事務）
**第二十三条**　会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
（設置期限）
**第二十四条**　会議は、第十五条の政令で定める日以前の政令で定める日まで置かれるものとする。
（主任の大臣）
**第二十五条**　会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（本部に関する規定の準用）
**第二十六条**　第十三条の規定は、会議について準用する。
（政令への委任）
**第二十七条**　この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四章**　雑則

（財源の確保）
**第二十八条**　第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の施行により増加する地方消費税の収入の活用並びに同章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。
（地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議）
**第二十九条**　政府は、第四条第四項第一号イからハまで及び第二号に掲げる事項に係る同項の措置、同条第七項第一号ロに掲げる事項に係る同項の措置その他第二章の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。

**附　則**

（施行期日）
**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三章第一節の規定　公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二　第三章第二節の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
**第二条**　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第百五十九条の三の次に次の一条を加える。
（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）
**第百五十九条の四**　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第七項第二号ニ中「、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与」を「及び標準報酬」に改める。
（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）
**第三条**　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六十六条を次のように改める。
（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正）
**第六十六条**　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同号を同項第三号とする。
第四条第七項第一号ロ中「市町村」の下に「（特別区を含む。）」を加える。
附則中第五号を削り、第六号を第五号とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久